



(ふくしま days フォトグラファー)

第6条 当課は、ともに情報発信を行う「ふくしま days フォトグラファー」(以下「フォトグラファー」という。)を選任することができるものとし、次の各号に掲げる点に承諾した者を登録する。

- (1) 当アカウントをフォローすること
  - (2) 営利目的のアカウントと思われるもの、または事業に関連するページへ誘導されるアカウントではないこと
  - (3) 登録後、当課はリポストを予告なく実施すること及び投稿元のアカウント情報を明記すること
  - (4) 投稿された写真等が第三者の著作権を侵害する等、不適切であることが判明した場合、当該登録が抹消されること
- 2 フォトグラファーの登録期間は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 フォトグラファーの身分は、ボランティアとする。
- 4 定住交流課長は、フォトグラファーが次の各号のいずれかに該当する場合は、これを抹消することができる。
- (1) 本人から退任の願い出があったとき。
  - (2) 法令若しくは職務上の義務に違反したとき。
  - (3) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
  - (4) フォトグラファーとしてふさわしくない非行があったとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、定住交流課長が適当でないと認めたとき。

(リポスト)

第7条 当課は前条で規定したフォトグラファーのアカウントのうち次の各号に掲げる基準を満たす投稿をリポストすることができる。

- (1) 当課指定のハッシュタグが付された投稿
- (2) 福島市内及び福島圏域10市町村(二本松市、伊達市、本宮市、宮城県白石市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村、山形県米沢市)内で撮影された写真
- (3) 正確かつ規則に違反していない投稿
- (4) 人物が特定される場合は、撮影許可を得ている投稿

(知的財産権)

第8条 当アカウントに投稿された写真、動画や文章に関する知的財産権(著作権などの全ての権利)は当課または現著作者に帰属するものとし、その内容について、インスタグラム上での「リポスト」や「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

(コメントの削除)

第9条 当アカウントに対する利用者のコメントについて、次の各号に該当すると判断される場合は、当課は事前に通知することなくInstagram運営会社に通報、またはコメントを削除することができる。

- (1) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (2) 当アカウントの掲載内容と関係がないと思われる内容
- (3) 福島市や第三者を誹謗中傷し、名誉や信用を傷付ける内容
- (4) 福島市を含む他者になりすますなど虚偽や事実と異なる内容
- (5) 政治や選挙、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (6) 法律または法令などに違反している、または違反する恐れがある内容

- (7) わいせつな内容を含む不適切な内容
- (8) 広告・宣伝・勧誘・営業活動、その他営利を目的とした内容
- (9) 福島市や第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (10) Instagram 利用規約に反する内容
- (11) その他、定住交流課長が不適切と判断した内容

(免責事項)

第10条 当課の免責事項については次の各号のとおり定めることとする。

- (1) 発信する情報は、正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう細心の注意を払うが、その全てを保証するものではない。
- (2) 当アカウントに投稿されたコメントについて一切の責任を負わない。
- (3) 上記(1)、(2)の他、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、当課は一切の責任を負わない。
- (4) 内容や運用方針は予告なく変更する場合があること。

(トラブル等への対応)

第11条 当課職員は、アカウントの乗っ取り、不正利用及び投稿に対する批判等の投稿が連鎖的に続く状態が確認された場合、速やかに所属長、広聴広報課長及び情報政策課長と協議を行い、対応を実施しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。